

軍人勅諭（古賀牧人・近代日本戦争史字典）

明治十五年一月四日、天皇から軍隊に直接に下賜される形で發布された勅語。正式には、『陸海軍軍人に賜りたる勅語』。内容は、日本の軍隊は天皇の統帥するものであり、天皇の權威にたいする忠誠・絶対的服従と、政治に関与しないことが軍隊秩序であり、軍人精神である、と要求している。

西周（にし あまね）と桜井桜痴らが山形有朋に協力して、勅諭草案の起草にあたった。

軍規の基本を初めて決めたのは、政府が明治四年十二月二十九日に制定した『読法』七章であった。忠誠を尽くし、敬礼を重んじることを教示し、服従することを力説、徒党、脱走、賭博、押し売り、喧嘩を厳禁、犯すものは重科に処するとした。

ところが、西南戦争（明治十）後、自由民権運動が發展、士族・豪農・貧農の各民権運動が、三つの峰をつくりながら、二十三年まで続いた。藩閥政治に対する不満の深まりは一般市民から召集された兵士をもとらえ、これらの影響を受けて、軍隊内にも民主主義思想と運動が浸透し、各地で反乱が続発、竹橋事件（明治十一、近衛兵の反乱）はその頂点にあった。

政府は「軍規が乱れた」として十一年八月、山形有朋・陸軍卿の名で「忠誠・勇敢・服従」を柱とする『軍人訓戒』を出した。しかし、軍隊内の不穏な動きはさらに広がる傾向にあったため、十四年十二月、陸軍刑法を改訂、翌十五年、軍人勅諭を公布、軍規はますます厳しくされた。

まず、政治に関係し、関心を持つ軍人を処罰するため、『陸軍刑法』を改定して、軍隊と政治とを遮断し、軍人勅諭で、天皇に対する無条件の忠誠を要求した（第一条）。

日本の軍隊が、欧米のように「国に忠誠を尽くす」国民的軍隊になれず、「天皇に忠義を尽くす」軍隊に矮小化されたのは、不完全な市民革命Ⅱ明治維新の所産であった。

不完全なブルジョア革命であったために自由民権運動が發展し、藩閥政治が横行、そして、何よりも絶対主義天皇制を生み出したからである。

第1条「……忠節を存ぜぬ軍隊は、

事に臨みて烏合の衆に同じかるべし、

……義は山嶽よりも重く

死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ……」